

令和 5 年 度 監 査 計 画

(令和 5 年 7 月 2 1 日 決定)

千葉県監査委員監査基準第 7 条第 1 項の規定により、令和 5 年度監査計画を次のとおり定める。

1 基本的考え方

千葉県監査委員監査基準に基づき、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から、監査を行うものとする。

監査を効率的かつ効果的に行うため、事務事業のリスクの内容及び程度を踏まえた上で重点監査事項を設定するとともに、内部統制制度の整備及び運用の取組状況・取組結果を踏まえて監査を行うものとする。

また、監査結果等の情報を県民に積極的に、かつ、わかりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

2 重点監査事項

(1) 財務事務について

ア 収入未済に係る債権管理等について

普通会計及び公営企業会計における収入未済は依然として多額にのぼっており、歳入の確保や県民負担の公平性だけでなく、行政コストの適正化という観点からも解消に向けた取組を進める必要がある。

そこで、行政代執行負担金、水道料金等の収入未済については、千葉県債権管理条例の制定を踏まえ、解消に向けた手続等が適正に講じられているかを確認する。

また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われているか、公営企業会計における破産更生債権等については、その管理が適正に行われているかを確認する。

イ 工事の執行について

公共工事等は、社会資本の整備を目的としたものであり、適正な執行がされない場合には、県財政だけでなく、県民生活へ及ぼす影響が懸念される。

そこで、契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているかを確認するとともに、施工後の管理についても確認する。また、施工時期の平準化の取組状況と併せ、進行管理の徹底による繰越しの縮減に努めているかを確認する。

ウ 契約事務について

契約事務は、行政運営における重要かつ基本的な事務処理であり、公平性・透明性・経済性の観点からも、関係法令等を遵守し、適正かつ円滑に実施していくことが求められる。

そこで、契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

エ 財産の管理等について

県が保有する財産は、県民から負託された重要な資産であり、その取得、使用、管理及び処分について適正に行うことが求められる。

そこで、財産の取得、管理及び処分が法令等に基づき適正に行われているか、その財産が有効に活用されているかを確認する。

特に未利用県有地については、売却処分の状況と併せ、利活用の検討状況を確認する。

(2) 適正な事務執行について

県政に対する信頼確保のためには、適正な事務執行が求められるが、個人情報の漏えい等県民生活に影響が懸念される事例のほか、支出負担行為や調定の遅延等の事務処理に適正を欠く事例が依然として多く認められている状況にある。

そこで、以下の取組等により経理処理を含めた適正な事務執行の確保が組織的に図られているかを確認する。

- ・業務プロセス上のリスクの適正な識別・評価に基づく対応の徹底
- ・職員のコンプライアンス意識の徹底
- ・職員の事務処理能力の向上
- ・組織における複数の職員での確認や事務進捗管理等の徹底

また、不適正な経理処理を防止するため、デジタル技術を活用した取組等が検討されているかを確認する。

(3) 事務事業の効果的な実施について

県が行う事務事業の複雑・多様化や高度化に対し、監査機能を十分に発揮するため、専門性の高い部分に重点化したより質の高い監査を行っていくことが求められている。

そこで、本庁等の定期監査では、事務事業について、所期の目的が達成されているか、効果を挙げているか、必要性は失われていないかなどの観点から確認を行う。

3 実施方法等

(1) 定期監査

ア 対象期間は原則として令和5年度とし、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行を対象に監査を実施する。

イ 監査を効果的に実施するため、普通会計・公営企業会計ともに、重点監査事項及び各監査対象機関における課題に重点を置いて実施する。

ウ 実施方法・実施体制は、表1のとおりとし、監査対象機関は、表2のとおり令和5年4月1日現在の491機関とする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

(2) 随時監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

(3) 行政監査（テーマ型）

事務の執行について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

(4) 財政的援助団体等監査

ア 対象期間は原則として令和4年度とし、財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適切かつ効率的に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として監査を実施する。

出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認するとともに、公社等外郭団体関与方針を勘案した監査を実施する。

イ 監査対象機関は、次のとおりとする。

- ①県の出資比率が25%以上の出資法人
- ②県の補助金が3億円以上の私立高等学校
- ③県の補助金が5千万円以上の団体（市町村及び出資法人を除く。）
- ④県の委託料が5千万円以上の指定管理者（市町村及び出資法人を除く。）

ウ 実施方法・実施体制は、表3のとおりとし、監査対象機関は、表4のとおりとする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

(5) 決算審査

ア 普通会計

令和5年度決算について、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

イ 公営企業会計

令和5年度決算について、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを確認するとともに、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

ウ 対象会計は、以下のとおりとする。

- ・会計管理者所管の一般会計、18特別会計及び22基金
- ・公営企業管理者所管の4特別会計、1基金及び企業局共通勘定
- ・知事所管の1特別会計

エ 実施方法・実施体制は、本庁等の定期監査と同様とする。

オ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(6) 例月出納検査

- ア 各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納事務が正確に行われているかを主眼として検査を実施する。
- イ 検査対象は、決算審査と同様とする。
- ウ 検査は毎月実施するものとし、事前に事務局職員による職員調査を実施する。
- エ 検査は、月間の監査等計画で担当する監査委員を定めて実地検査を年1回（12月）及び書面検査を年3回（6月、9月、3月）実施し、他の月は常勤の監査委員による書面検査とする。

(7) 基金運用状況審査

- ア 令和5年度における基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているを確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施する。
- イ 対象基金は、土地開発基金及び美術品等取得基金とし、実施方法・実施体制は、本庁等の定期監査と同様とする。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(8) 健全化判断比率等審査

- ア 令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることを主眼として審査を実施する。
- イ 対象会計及び実施方法・実施体制は、決算審査と同様とする。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(9) 内部統制評価報告書審査

- ア 知事が作成した内部統制評価報告書について、審査計画に基づき、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査を実施する。
- イ 審査対象は財務に関する事務とし、実施方法・実施体制は、本庁等の定期監査と同様とする。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

4 監査日程等

監査等の目的及び規模に応じて、監査等の具体的な日程、担当する監査委員等を、月間の監査等計画で定める。

5 監査等の実施時期及び報告・公表時期

監査等の種類			実 施 時 期	報告・公表時期
定期監査	本 庁 等	普通会計	令和6年8月	令和6年9月
		公営企業会計	令和6年7月	
	出先機関等		令和5年9月～令和6年7月	令和5年12月、 令和6年2月・6月・9月
財政的援助団体等監査			令和5年9月～令和6年3月	令和5年12月、 令和6年2月・6月
決算審査	普通会計		令和6年8月	令和6年9月
	公営企業会計		令和6年7月	
例月出納検査			原則として毎月25日とし、当該日以外に実施する必要がある場合は、月間の監査等計画で定める日	令和5年12月、 令和6年2月・6月・9月
基金運用状況審査			令和6年8月	令和6年9月
健全化判断比率等審査			令和6年8月	令和6年9月
内部統制評価報告書審査			令和6年8月	令和6年9月

6 監査結果等の報告・公表

監査等の結果については、上記5に記載する報告・公表時期に知事等へ提出するとともに、県報掲載により公表する。併せて、監査委員事務局のホームページ等を活用して、県民に積極的に、かつ、分かりやすく公表を行う。

また、講じた措置の内容についても同様に公表を行う。

7 監査結果のフォローアップ

- (1) 監査結果に基づく改善措置が適切になされているかを把握、確認するとともに、措置状況の報告を速やかに求める。
- (2) 監査結果やそれに基づき講じられた措置の内容について、全執行機関等における情報の共有化を図る。

表1 定期監査の実施方法・実施体制

監査対象機関		実施周期	実施方法
本 庁 等		毎年	実地
出先機関等	農林水産部、県土整備部及び企業局の一部出先機関並びに病院局の出先機関		
	その他の出先機関等		実地又は書面

実施体制：本庁等の実地監査は、原則、監査委員全員により実施する。

出先機関等の実地監査は、原則、監査委員2名により実施する。

書面監査は、原則、監査委員全員により実施する。

※実施方法・実施体制は変更する場合がある。

表2 定期監査の監査対象機関数

区 分		監査対象 機 関 数	実 施 方 法		
			実地監査	書面監査	計
普 通 会 計	本 庁 等	1 1 4	1 1 4	—	1 1 4
	出先機関等	3 3 7	7 0	2 6 7	3 3 7
	計	4 5 1	1 8 4	2 6 7	4 5 1
公 営 企 業 会 計	本 庁 等	1 4	1 4	—	1 4
	出先機関等	2 6	1 8	8	2 6
	計	4 0	3 2	8	4 0
合 計	本 庁 等	1 2 8	1 2 8	—	1 2 8
	出先機関等	3 6 3	8 8	2 7 5	3 6 3
	計	4 9 1	2 1 6	2 7 5	4 9 1

※本庁等の下水道課は、普通会計と公営企業会計の両方に属するため両方で計上している

表3 財政的援助団体等監査の実施方法・実施体制

監査対象機関			実施周期	実施方法
出資法人	特別法に基づき設立された法人	県の出資率75%以上	毎年	実地
		同 25%以上75%未満		実地又は書面
	その他の出資法人	同 100%		実地
		同 25%以上100%未満		
援助団体	私立高等学校	3億円以上の補助金交付高等学校	2年毎	実地又は書面
		3億円未満の補助金交付高等学校	随時	
	その他の援助団体			
指定管理者				

実施体制：実地監査は、原則、監査委員2名により実施する。

書面監査は、原則、監査委員全員により実施する。

※実施方法・実施体制は変更する場合がある。

表4 財政的援助団体等監査の監査対象機関数

区 分	監査対象 機 関 数	実 施 方 法		
		実地監査	書面監査	計
出 資 法 人	31	19	12	31
私立高等学校	30	0	13	13
その他の援助 (補助) 団体	13	2	0	2
指 定 管 理 者	13	3	0	3
計	87	24	25	49

備考

- 1 本庁等は、次に掲げるものをいう。

千葉県組織規程第4条、千葉県企業局組織規程第2条第1項、千葉県病院局組織規程第3条第1項、千葉県教育委員会行政組織規則第16条第2項及び千葉県警察基本条例第3条に規定する機関並びに千葉県議会事務局組織規程に規定する議会事務局、千葉県監査委員事務局組織規程に規定する監査委員事務局、千葉県人事委員会事務局組織規程に規定する人事委

員会事務局、千葉県労働委員会事務局組織規則に規定する労働委員会事務局、千葉海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程第2条の海区漁業調整委員会事務局及び千葉県収用委員会事務局の設置及び組織に関する規則第2条の収用委員会事務局

2 出先機関等は、次に掲げるものをいう。

千葉県組織規程第5条及び千葉県財務規則第2条第4号、千葉県企業局組織規程第2条第3項及び千葉県病院局組織規程第3条第2項に規定する出先機関並びに千葉県教育委員会行政組織規則第2条第1号に規定する教育機関及び同規則第16条第2項に規定する教育事務所並びに千葉県警察基本条例第8条に規定する警察署

3 出資法人は、県が資本金、基本金その他これに準ずるもので4分の1以上を出資している法人をいう。

4 援助団体は、県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償又は利子補給その他の財政的援助を与えているものをいう。